

市議会定例会議案

山形市

令和6年3月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 1号	令和5年度山形市一般会計補正予算
議第 2号	令和5年度山形市一般会計補正予算
議第 3号	令和5年度山形市公共下水道事業会計補正予算
議第 4号	令和5年度山形市駐車場事業会計補正予算
議第 5号	令和6年度山形市一般会計予算
議第 6号	令和6年度山形市水道事業会計予算
議第 7号	令和6年度山形市公共下水道事業会計予算
議第 8号	令和6年度山形市農業集落排水事業会計予算
議第 9号	令和6年度山形市立病院済生館事業会計予算
議第10号	令和6年度山形市国民健康保険事業会計予算
議第11号	令和6年度山形市後期高齢者医療事業会計予算
議第12号	令和6年度山形市介護保険事業会計予算
議第13号	令和6年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
議第14号	令和6年度山形市区画整理事業会計予算
議第15号	令和6年度山形市財産区会計予算
議第16号	令和6年度山形市駐車場事業会計予算
議第17号	令和6年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算
議第18号	市道路線の認定について
議第19号	損害賠償の額の決定について
議第20号	工事請負契約の締結について（山形市東消防署蔵王温泉出張所庁舎改築建築工事）
議第21号	包括外部監査契約の締結について
議第22号	指定管理者の指定について（漆山デイサービスセンター）
議第23号	山形市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例の設定について
議第24号	山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の廃止について
議第25号	山形市職員の分限に関する条例等の一部改正について

- 議第26号 山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 議第27号 山形市健やか教育手当支給条例及び山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について
- 議第28号 山形市監査委員条例の一部改正について
- 議第29号 山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議第30号 山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議第31号 山形市市税条例の一部改正について
- 議第32号 山形市手数料条例の一部改正について
- 議第33号 山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正について
- 議第34号 山形市まんさくの丘条例の一部改正について
- 議第35号 山形市介護保険条例の一部改正について
- 議第36号 山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 議第37号 山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 議第38号 山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第39号 山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第40号 山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第41号 山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第42号 山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第43号 山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正について

- 議第44号 山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第45号 山形市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第46号 山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第47号 山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第48号 山形市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第49号 山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第50号 山形市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第51号 山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第52号 山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第53号 山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第54号 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第55号 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第56号 山形市道路占用料条例の一部改正について
- 議第57号 山形市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 議第58号 山形市火災予防条例の一部改正について

議 第 1 号

令和 5 年度山形市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度山形市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,974,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		20,711,003 ^{千円}	519,678 ^{千円}	21,230,681 ^{千円}
	2 国庫補助金	7,817,232	519,678	8,336,910
歳 入 合 計		110,454,839	519,678	110,974,517

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		42,801,438 ^{千円}	519,678 ^{千円}	43,321,116 ^{千円}
	1 社会福祉費	20,792,623	394,236	21,186,859
	2 児童福祉費	17,847,672	125,442	17,973,114
歳 出 合 計		110,454,839	519,678	110,974,517

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金 給付事業（住民税均等割のみ 課税世帯分）	200,200 ^{千円}
	2 児童福祉費	物価高騰対応重点支援給付金 給付事業（低所得者の 子育て世帯加算分）	25,191

議 第 2 号

令和5年度山形市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度山形市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,799,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,774,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤 孝弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		11,982,569 ^{千円}	482,939 ^{千円}	12,465,508 ^{千円}
	1 地方交付税	11,982,569	482,939	12,465,508
13 分担金及び負担金		864,726	6,778	871,504
	1 負担金	864,726	6,778	871,504
15 国庫支出金		21,230,681	927,748	22,158,429
	1 国庫負担金	12,523,606	218,761	12,742,367
	2 国庫補助金	8,336,910	711,142	9,048,052
	3 委託金	370,165	△ 2,155	368,010
16 県支出金		8,275,214	142,447	8,417,661
	1 県負担金	4,635,136	112,906	4,748,042
	2 県補助金	2,995,457	29,541	3,024,998
17 財産収入		361,342	△ 108,000	253,342
	2 財産売払収入	273,917	△ 108,000	165,917
18 寄附金		2,056,450	1,947,342	4,003,792
	1 寄附金	2,056,450	1,947,342	4,003,792
19 繰入金		4,138,073	△ 763,738	3,374,335
	1 特別会計繰入金	444,809	△ 30,359	414,450
	2 基金繰入金	3,693,264	△ 733,379	2,959,885
22 市債		6,681,900	164,100	6,846,000
	1 市債	6,681,900	164,100	6,846,000
歳入合計		110,974,517	2,799,616	113,774,133

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		12,956,647 ^{千円}	177,860 ^{千円}	13,134,507 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	5,303,694	285,019	5,588,713
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	537,870	40,761	578,631
	7 企 画 費	5,510,392	△ 147,920	5,362,472
3 民 生 費		43,321,116	875,508	44,196,624
	1 社 会 福 祉 費	21,186,859	482,020	21,668,879
	2 児 童 福 祉 費	17,973,114	326,988	18,300,102
	3 生 活 保 護 費	4,010,221	57,000	4,067,221
	4 災 害 対 策 費	150,922	9,500	160,422
4 衛 生 費		8,804,081	15,950	8,820,031
	2 清 掃 費	3,677,161	15,950	3,693,111
6 農 林 水 産 業 費		2,113,909	54,772	2,168,681
	1 農 業 費	1,789,470	57,463	1,846,933
	2 林 業 費	324,439	△ 2,691	321,748
7 商 工 費		8,318,230	1,038,283	9,356,513
	1 商 工 費	8,250,140	1,038,283	9,288,423
8 土 木 費		12,543,792	410,130	12,953,922
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,346,083	363,922	4,710,005
	4 都 市 計 画 費	3,774,111	46,208	3,820,319
9 消 防 費		3,458,657	△ 26,294	3,432,363
	1 消 防 費	3,458,657	△ 26,294	3,432,363

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		9,545,936 ^{千円}	253,407 ^{千円}	9,799,343 ^{千円}
	2 小学校費	1,795,979	133,474	1,929,453
	3 中学校費	670,030	119,933	789,963
歳出合計		110,974,517	2,799,616	113,774,133

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム及び戸籍情報システム改修事業	40,761 ^{千円}
	7 企画費	タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援事業	15,450
		地域公共交通計画推進事業(主要なバス停等整備事業)	50,494
3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス基盤整備事業	315,029
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種種事業	4,640
	2 清掃費	上野最終処分場漏水検知装置システム改修事業	25,003
6 農林水産業費	1 農業費	農作物生産農業者支援事業	9,327
		地籍調査事業	57,708
7 商工費	1 商工費	ふるさと納税推進事業	849,274
		運送事業者支援事業	113,340
		一般貸切旅客自動車運送事業者支援事業	3,170
		索道事業者支援事業	1,330
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(中野南線ほか11路線)	497,291
		道路ストック修繕事業	100,000
		消雪設備更新事業	127,581
		道路トンネル長寿命化事業	60,072
		雪につよい消雪道路整備事業	121,179
		橋りょう長寿命化事業	180,268
	4 都市計画費	本町第1ブロック南地区地域生活拠点型再開発事業	124,700
		七日町第8ブロック南地区(山形銀行本店)暮らし・にぎわい再生事業	182,772
		公園施設長寿命化対策事業	19,200

款	項	事業名	金額
		西部工業団地公園再編事業	59,585 ^{千円}
		仮称花小路公園整備事業	16,000
		あかねヶ丘公園再整備事業	30,210
		霞城公園整備事業	30,000
9 消 防 費	1 消 防 費	西消防署車庫シャッター改修事業	13,882
10 教 育 費	2 小 学 校 費	第二小学校校舎屋根改修事業	63,074
		第十小学校地下タンク改修事業	4,576
		楯山小学校地下タンク改修事業	4,125
		村木沢小学校校舎外壁改修事業	40,029
		防犯対策施設整備事業	21,670
	3 中 学 校 費	第九中学校通学路防犯灯整備事業	20,210
		第六中学校屋内運動場屋根改修事業	48,334
		第六中学校地下タンク改修事業	4,576
		防犯対策施設整備事業	67,023

第3表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
西部工業団地公園内 スポーツ施設整備事業 (ソフトボール場等整備工事)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 1,717,200

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
介護サービス基盤整備事業	104,900 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との [%] 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道の駅整備事業	720,000 ^{千円}	661,500 ^{千円}
体育施設整備事業	361,400	132,200
土砂災害対策事業	3,600	13,100
最終処分場施設整備事業	10,500	29,200
農業生産基盤整備事業	43,800	42,800
林道整備事業	17,700	16,800
道路橋りょう整備事業	563,900	728,100
地方道路等整備事業	950,900	958,800
都市計画街路事業	660,200	661,100
都市計画公園整備事業	122,900	147,500
消防施設整備事業	743,300	713,700
義務教育施設整備事業	319,300	471,900

議 第 3 号

令和 5 年度山形市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度山形市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度山形市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主な建設改良事業		
污水管渠建設事業	791,753千円	1,023,753千円
雨水管渠建設事業	1,371,924千円	1,560,144千円
処理場及びポンプ場建設事業	309,916千円	313,916千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書「資本的支出額に対し不足する額2,869,381千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,324千円、過年度分損益勘定留保資金1,445,804千円及び当年度分損益勘定留保資金1,373,253千円で補てんするものとする。」を「資本的支出額に対し不足する額2,894,751千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額71,563千円、過年度分損益勘定留保資金1,445,804千円及び当年度分損益勘定留保資金1,377,384千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	6,761,608千円	398,850千円	7,160,458千円
第 1 項 企 業 債	4,000,800千円	190,900千円	4,191,700千円
第 2 項 補 助 金	743,270千円	207,950千円	951,220千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	9,630,989千円	424,220千円	10,055,209千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,592,405千円	424,220千円	3,016,625千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項から「下水道（雨水）整備事業（管渠工事）」及び「下水道（雨水）整備事業（路面復旧工事）」を廃止する。

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前	補正後
公共下水道事業	1,314,800 ^{千円}	1,505,700 ^{千円}

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 4 号

令和5年度山形市駐車場事業会計補正予算（第1号）

令和5年度山形市の駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,359千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		545,472 ^{千円}	△ 46,310 ^{千円}	499,162 ^{千円}
	1 使用料	545,472	△ 46,310	499,162
2 繰越金		1	15,951	15,952
	1 繰越金	1	15,951	15,952
歳入合計		550,419	△ 30,359	520,060

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰出金		282,908 ^{千円}	△ 30,359 ^{千円}	252,549 ^{千円}
	1 繰出金	282,908	△ 30,359	252,549
歳出合計		550,419	△ 30,359	520,060

令和 6 年 3 月

市議会定例会議案

(令和 6 年度予算関係)

山 形 市

議 第 5 号

令和 6 年度山形市一般会計予算

令和 6 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,118,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市 税		36,409,739 ^{千円}
	1 市 民 税	16,013,876
	2 固 定 資 産 税	15,323,603
	3 軽 自 動 車 税	790,561
	4 市 た ば こ 税	1,519,706
	5 入 湯 税	52,350
	6 都 市 計 画 税	2,708,643
	7 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 譲 与 税		700,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	153,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	497,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	50,000
3 利 子 割 交 付 金		8,000
	1 利 子 割 交 付 金	8,000
4 配 当 割 交 付 金		95,000
	1 配 当 割 交 付 金	95,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		65,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	65,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		584,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	584,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		6,679,000 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	6,679,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		66,000
	1 環境性能割交付金	66,000
10 地方特例交付金		1,294,128
	1 地方特例交付金	288,000
	2 定額減税減収補填特例交付金	1,006,128
11 地方交付税		12,069,000
	1 地方交付税	12,069,000
12 交通安全対策特別交付金		40,000
	1 交通安全対策特別交付金	40,000
13 分担金及び負担金		836,609
	1 負担金	836,609
14 使用料及び手数料		1,487,820
	1 使用料	819,597
	2 手数料	668,223
15 国庫支出金		18,330,951
	1 国庫負担金	12,474,212
	2 国庫補助金	5,792,569
	3 委託金	64,170

款	項	金 額
16 県 支 出 金		7,558,843 ^{千円}
	1 県 負 担 金	4,644,074
	2 県 補 助 金	2,221,056
	3 委 託 金	693,713
17 財 産 収 入		330,275
	1 財 産 運 用 収 入	93,683
	2 財 産 売 払 収 入	236,592
18 寄 附 金		2,050,000
	1 寄 附 金	2,050,000
19 繰 入 金		2,552,694
	1 特 別 会 計 繰 入 金	418,214
	2 基 金 繰 入 金	2,134,480
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		5,865,441
	1 延滞金、加算金及び過料	49,250
	2 市 預 金 利 子	1,476
	3 貸付金元利収入	3,764,688
	4 受託事業収入	214,100
	5 雑 入	1,835,927
22 市 債		4,492,500
	1 市 債	4,492,500
歳 入	合 計	102,118,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		664,484 ^{千円}
	1 議 会 費	664,484
2 総 務 費		9,200,605
	1 総 務 管 理 費	3,539,290
	2 徴 税 費	1,026,410
	3 戸籍住民基本台帳費	463,069
	4 選 挙 費	118,492
	5 統 計 調 査 費	50,455
	6 監 査 委 員 費	99,870
	7 企 画 費	1,771,227
	8 文化スポーツ費	2,064,395
	9 交通安全対策費	67,397
3 民 生 費		42,348,594
	1 社 会 福 祉 費	20,096,200
	2 児 童 福 祉 費	18,144,448
	3 生 活 保 護 費	3,963,749
4 衛 生 費	4 災 害 対 策 費	144,197
		8,174,597
	1 保 健 衛 生 費	4,031,781
	2 清 掃 費	3,779,610
	3 環 境 保 全 費	336,673
	26,533	
4 上 水 道 費		

款	項	金 額
5 勞 働 費		409,448 ^{千円}
	1 勞 働 福 祉 費	409,448
6 農 林 水 産 業 費		1,924,832
	1 農 業 費	1,597,629
	2 林 業 費	327,203
7 商 工 費		6,702,808
	1 商 工 費	6,632,541
	2 消 費 者 保 護 費	70,267
8 土 木 費		11,619,928
	1 土 木 管 理 費	462,347
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,749,233
	3 河 川 費	250,285
	4 都 市 計 画 費	3,226,264
	5 下 水 道 費	3,447,700
	6 住 宅 費	484,099
9 消 防 費		3,346,007
	1 消 防 費	3,346,007
10 教 育 費		8,994,554
	1 教 育 総 務 費	2,231,907
	2 小 学 校 費	1,487,550
	3 中 学 校 費	537,030
	4 高 等 学 校 費	1,418,786
	5 幼 稚 園 費	157,129

款	項	金額
	6 社会教育費	1,103,365 ^{千円}
	7 保健体育費	2,058,787
11 災害復旧費		6,558
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,272
12 公債費		8,675,585
	1 公債費	8,675,585
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	102,118,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議長車更新事業	令和6年度から 令和14年度まで	千円 9,056
人事給与システム更新事業	令和7年度から 令和12年度まで	175,724
大曾根コミュニティセンター 受変電設備改修事業	令和7年度	8,555
公用車カーシェアリング事業	令和7年度から 令和10年度まで	4,840
物品電子調達に伴う 電子入札システム等改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	6,252
自然の家リノベーション推進事業 (基本計画策定委託)	令和6年度	13,750
標準化対応・ガバメントクラウド移行事業 (新基幹システム)	令和7年度	282,565
第三期内部事務処理システム構築 運用事業	令和6年度から 令和13年度まで	393,654
標準化対応・ガバメントクラウド移行事業 (健康情報システム)	令和7年度	29,754
標準化対応・ガバメントクラウド移行事業 (子ども・子育て支援システム)	令和7年度	61,581
標準化対応・ガバメントクラウド移行事業 (生活保護システム)	令和7年度	7,000
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和6年度 令和6年度	令和6年度から 令和13年度まで 融資総額6,280千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和6年度 令和6年度	令和6年度から 令和16年度まで 融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利子補給	令和6年度 令和6年度	令和6年度から 令和11年度まで 融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利子補給	令和6年度 令和6年度	令和6年度から 令和9年度まで 融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利子補給	令和6年度 令和6年度	令和6年度から 令和13年度まで 融資総額25,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額

事 項		期 間	限 度 額
災害・経営安定対策資金の 利 子 補 給	令 和 6 年 度	令 和 6 年 度 か ら 令 和 21 年 度 ま で	千円 融資総額30,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
立谷川工業団地工業用水道 整 備 事 業 費 補 助 金		令 和 6 年 度 か ら 令 和 24 年 度 ま で	28,500千円に利子等を加えた額
山形国際交流プラザ空調設備等 改 修 事 業		令 和 7 年 度	123,442
特 定 計 量 器 定 期 検 査 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1,779
道 路 維 持 補 修 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	150,000
雪につよい消雪道路整備事業 (蔵王温泉地内線の13ほか1路線)		令 和 7 年 度	117,220
山形駅周辺施設受変電設備 改 修 事 業		令 和 7 年 度	14,083
除 排 雪 等 経 費		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	350,000 (当初の想定を超える除排雪に要 する額)
山形南道路関連都市計画道路 検 討 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1,000
水槽付消防ポンプ自動車整備事業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	98,000
特殊災害対応車兼用緊急搬送車 整 備 事 業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	24,800
高規格救急自動車整備事業		令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	43,888
外国語指導助手招致事業		令 和 7 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	94,864
北部公民館受変電設備改修事業		令 和 7 年 度	12,138

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域集会所等整備事業	千円 600	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	5,100			
庁舎整備事業	83,200			
やまがたクリエイティブシ ティセンターQ1整備事業	3,300			
山寺芭蕉記念館整備 事業	94,100			
スポーツ施設整備事業	30,300			
総合福祉センター整備 事業	3,200			
障がい福祉施設整備 事業	3,900			
老人福祉施設整備事業	27,800			
放課後児童クラブ整備 事業	71,300			
保育施設整備事業	4,900			
児童遊園整備事業	17,900			
公共施設除却事業	62,200			
斎場整備事業	4,100			
最終処分場施設整備 事業	9,000			
山形テルサ整備事業	64,600			
農業生産基盤整備事業	22,500			
農村振興環境整備事業	2,500			
林道整備事業	21,700			
公有林整備事業	900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山形国際交流プラザ整備事業	155,100 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
観光施設整備事業	20,700			
道路橋りょう整備事業	616,000			
地方道路等整備事業	724,100			
河川整備事業	91,700			
河川災害対策事業	11,800			
市街地整備事業	319,500			
都市計画街路事業	186,000			
都市計画公園整備事業	94,800			
公営住宅整備事業	104,500			
消防施設整備事業	621,600			
総合学習センター整備 事業	1,900			
義務教育施設整備事業	96,100			
公民館整備事業	10,600			
図書館整備事業	19,000			
令和6年度臨時財政対 策債	886,000			
合 計	4,492,500			

議 第 6 号

令和 6 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		124,817栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,346千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,442m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,272,533千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	343,886千円
負 担 事 業	事 業 費	194,884千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 水 道 事 業 収 益		6,488,331千円
第 1 項 営 業 収 益		5,875,757千円
第 2 項 営 業 外 収 益		612,574千円
支 出		
第 1 款 水 道 事 業 費 用		5,910,780千円
第 1 項 営 業 費 用		5,495,708千円
第 2 項 営 業 外 費 用		383,009千円
第 3 項 特 別 損 失		2,063千円
第 4 項 予 備 費		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,406,721千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額202,798千円、過年度分損益勘定留保資金77,628千円、建設改良積立金取崩額500,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,626,295千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,297,115千円
第1項 企業債		1,100,000千円
第2項 工事負担金		179,870千円
第3項 補助金		3,125千円
第4項 受託金		14,120千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,703,836千円
第1項 建設改良費		2,402,177千円
第2項 企業債償還金		1,271,159千円
第3項 投資		500千円
第4項 予備費		30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道管路更新事業 【配水管工事・路面復旧工事】	令和7年度	150,000 <small>千円</small>
浄配水施設耐震化事業 【蔵王ダム量水井更新工事】	令和7年度から 令和8年度まで	397,327
浄配水施設耐震化事業 【熊の前配水場移転に伴う 送水管工事・路面復旧工事】	令和7年度	81,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道整備事業	1,100,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。た だし、財政の都合により償還 年限を短縮し、繰上償還をし、 又は低利債に借り換えること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(児童手当を除く) 1,321,629千円

(2) 交際費 340千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、33,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 7 号

令和 6 年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		75,589戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		30,185千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		82,697m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	880,458千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	1,020,411千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費	565,268千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		8,267,073千円
第 1 項 営 業 収 益		5,208,478千円
第 2 項 営 業 外 収 益		3,058,595千円
支 出		
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		8,124,782千円
第 1 項 営 業 費 用		6,957,938千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1,134,003千円
第 3 項 特 別 損 失		2,841千円
第 4 項 予 備 費		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,126,661千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,218千円、過年度分損益勘定留保資金1,736,980千円及び当年度分損益勘定留保資金1,337,463千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		6,348,402千円
第1項 企業債		3,654,100千円
第2項 補助金		789,125千円
第3項 負担金		1,905,177千円
支 出		
第1款 資本的支出		9,475,063千円
第1項 建設改良費		2,561,712千円
第2項 企業債償還金		6,883,351千円
第3項 予備費		30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和6年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額
下水道(汚水)整備事業(路面復旧工事)	令和7年度	8,100
下水道(雨水)整備事業(管渠工事)	令和7年度	54,500
下水道(雨水)整備事業(路面復旧工事)	令和7年度	75,800
下水道施設改築事業(処理場設備改築)	令和7年度	56,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,324,300	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	74,300			
特定環境保全公共下水道事業	48,300			
資本費平準化債	1,943,500			
下水道事業債(特別措置分)	263,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(児童手当を除く) 409,519千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 8 号

令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度山形市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		1,347戸
(2) 排 水 人 口		4,303人
(3) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	4,950千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費	14,651千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業適用債2,700千円を借り入れる。

収 入		
第 1 款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益		231,279千円
第 1 項 営 業 収 益		42,502千円
第 2 項 営 業 外 収 益		188,777千円
支 出		
第 1 款 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用		230,841千円
第 1 項 営 業 費 用		216,170千円
第 2 項 営 業 外 費 用		11,685千円
第 3 項 特 別 損 失		1,986千円
第 4 項 予 備 費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,148千円は、引継金1,013千円、当年度分損益勘定留保資金39,906千円及び当年度利益剰余金処分量1,229千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		74,355千円
第1項 企業債		14,900千円
第2項 補助金		59,455千円
支 出		
第1款 資本的支出		116,503千円
第1項 建設改良費		19,601千円
第2項 企業債償還金		96,802千円
第3項 予備費		100千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,794千円及び17,293千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 14,900	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
公営企業会計適用債	2,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、95,589千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち1,229千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,229千円

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 9 号

令和 6 年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	524床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	158,775人
外 来	193,550人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	435人
外 来	790人
(4) 主要な建設改良事業	
医療器械器具及び備品購入	500,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	14,324,743千円
第 1 項 医 業 収 益	13,393,017千円
第 2 項 医 業 外 収 益	803,863千円
第 3 項 附 帯 事 業 収 入	127,863千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	14,322,994千円
第 1 項 医 業 費 用	14,106,520千円
第 2 項 医 業 外 費 用	68,611千円
第 3 項 附 帯 事 業 費 用	127,863千円
第 4 項 特 別 損 失	10,000千円
第 5 項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額542,958千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,453千円及び、過年度分損益勘定留保資金541,505千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		386,353千円
第1項 企業債		250,000千円
第2項 負担金		136,153千円
第3項 補助金		100千円
第4項 その他資本的収入		100千円
支 出		
第1款 資本的支出		929,311千円
第1項 建設改良費		596,100千円
第2項 企業債償還金		332,211千円
第3項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新病院整備基本設計業務	令和6年度から令和7年度まで	280,000 ^{千円}
非常用発電装置起動盤等改修工事	令和7年度	43,508

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	250,000 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費(児童手当を除く) 7,881,543千円
(2) 交際費 764千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,695,921千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量	取得の態様
医療機器	X線CT撮影装置	一式	購入
医療機器	放射線治療計画装置	一式	購入
医療機器	生体情報モニタシステム	一式	購入
医療機器	全自動輸血検査装置	一式	購入
医療機器	腹腔鏡外科手術システム	一式	購入

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 6 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 6 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,841,215千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,145,549 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,145,549
2 使用料及び手数料		60
	1 手 数 料	60
3 国庫支出金		211
	1 国庫補助金	211
4 県支出金		15,949,372
	1 県補助金	15,949,372
5 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
6 繰入金		1,691,478
	1 一般会計繰入金	1,459,331
	2 基金繰入金	232,147
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54,504
	1 延滞金、加算金及び過料	30,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	24,501
歳 入	合 計	21,841,215

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		330,957 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	307,153
	2 徴 税 費	23,247
	3 運 営 協 議 会 費	557
2 保 険 給 付 費		15,809,609
	1 療 養 諸 費	13,743,482
	2 高 額 療 養 費	2,005,648
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	45,019
	5 葬 祭 諸 費	15,000
	6 傷 病 手 当 金	450
3 国民健康保険事業費 納付金		5,408,154
	1 医 療 給 付 費 分	3,648,318
	2 後期高齢者支援金等分	1,371,259
	3 介 護 納 付 金 分	388,577
4 共 同 事 業 抛 出 金		5
	1 共 同 事 業 抛 出 金	5
5 保 健 事 業 費		211,990
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	185,385
	2 保 健 事 業 費	26,605
6 諸 支 出 金		30,500
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	28,000
	2 貸 付 金	2,500
7 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		21,841,215

議 第 11 号

令和 6 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 6 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,487,465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 保 険 料		3,503,367 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	3,503,367
2 使用料及び手数料		70
	1 手 数 料	70
3 繰 入 金		976,226
	1 繰 入 金	976,226
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		7,801
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	7,100
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		4,487,465

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		76,843 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	65,081
	2 徴 収 費	11,762
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		4,403,420
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	4,403,420
3 諸 支 出 金		7,102
	1 償還金及び還付加算金	7,100
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,487,465

令和 6 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 6 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,388,198千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		5,024,975 ^{千円}
	1 介 護 保 險 料	5,024,975
2 使用料及び手数料		483
	1 手 数 料	483
3 国 庫 支 出 金		5,576,603
	1 国 庫 負 担 金	4,096,960
	2 国 庫 補 助 金	1,479,643
4 支 払 基 金 交 付 金		6,120,158
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,120,158
5 県 支 出 金		3,156,448
	1 県 負 担 金	3,047,194
	2 県 補 助 金	109,254
6 財 産 収 入		78
	1 財 産 運 用 収 入	78
7 繰 入 金		3,509,303
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,367,507
	2 基 金 繰 入 金	141,796
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		149
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	100
	3 雑 入	48
歳 入 合 計		23,388,198

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		393,402 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	254,926
	2 徴 収 費	18,589
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	115,660
	4 趣 旨 普 及 費	4,227
2 保 険 給 付 費		21,982,016
	1 介 護 サービス等諸費	20,066,888
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	630,794
	3 そ の 他 諸 費	21,894
	4 高 額 介 護 サービス等費	510,718
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	78,613
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	673,109
3 地 域 支 援 事 業 費		816,404
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	640,506
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	40,611
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	132,428
	4 そ の 他 諸 費	2,859
4 保 健 福 祉 事 業 費		63,326
	1 保 健 福 祉 事 業 費	63,326
5 諸 支 出 金		128,050
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,476
	2 繰 出 金	122,574
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	23,388,198

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準化対応・ガバメントクラウド移行事業 (健康情報システム)	令和7年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 5,710

議 第 13 号

令和 6 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 6 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		3,093 ^{千円}
	1 繰入金	3,093
2 繰越金		46,074
	1 繰越金	46,074
3 諸収入		20,986
	1 貸付金元利収入	20,985
	2 雑収入	1
歳入合計		70,153

歳 出

款	項	金額
1 総務費		6,439 ^{千円}
	1 総務管理費	2,993
	2 貸付金	3,446
2 諸支出金		63,614
	1 償還金及び還付加算金	42,028
	2 繰出金	21,586
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		70,153

議 第 14 号

令和 6 年度山形市区画整理事業会計予算

令和 6 年度山形市の区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 総務収入		71,440 ^{千円}
	1 繰入金	71,234
	2 繰越金	206
歳入合計		71,440

歳 出

款	項	金額
1 総務費		71,440 ^{千円}
	1 総務管理費	141
	2 公債費	71,299
歳出合計		71,440

令和 6 年度山形市財産区会計予算

令和 6 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 小白川財産区収入		48 ^{千円}
	1 財産運用収入	48
2 関沢財産区収入		1,356
	1 財産運用収入	802
	2 繰入金	554
3 山寺下組財産区収入		30
	1 財産運用収入	30
4 その他の財産区収入		7,997
	1 財産運用収入	96
	2 繰入金	7,901
歳入合計		9,431

歳 出

款	項	金 額
1 小白川財産区費		48 ^{千円}
	1 財産区管理会費	48
2 関沢財産区費		1,356
	1 財産区管理会費	156
	2 財産管理費	1,200
3 山寺下組財産区費		30
	1 財産区管理会費	30
4 その他の財産区費		7,997
	1 財産管理費	7,997
歳 出	合 計	9,431

令和 6 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 6 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ558,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		552,272 ^{千円}
	1 使用料	552,272
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		6,170
	1 雑収入	6,170
歳入合計		558,443

歳 出

款	項	金額
1 管理費		278,882 ^{千円}
	1 駐車場管理費	278,882
2 公債費		5,409
	1 公債費	5,409
3 繰出金		274,052
	1 繰出金	274,052
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		558,443

議 第 17 号

令和 6 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 6 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282,881千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		116,528 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	116,528
2 繰入金		76,385
	1 繰入金	76,385
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		89,967
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	59,967
歳入合計		282,881

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		245,482 ^{千円}
	1 総務管理費	245,482
2 公債費		36,399
	1 公債費	36,399
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		282,881

議第18号

市道路線の認定について

別紙市道路線認定調書のとおり市道に認定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

理由

道路法第8条の規定により、市道に認定し、維持管理しようとするものである。

別紙

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地
4375	べにばな13号線	山形市大字漆山字北道上3180-1 山形市大字漆山字北道上3180-3	
4376	南山形18号線	山形市大字松原字松原214-12 山形市大字松原字松原216地先	
4377	飯田14号線	山形市飯田五丁目177-9 山形市飯田五丁目177-7	
4378	清住町18号線	山形市清住町二丁目52-10 山形市清住町二丁目52-8	
4379	熊の木3号線	山形市大字陣場新田字熊ノ木745-15 山形市大字陣場新田字熊ノ木745-9	
4380	松尾川線の7	山形市蔵王半郷字松尾川117-36 山形市蔵王半郷字松尾川117-27	
4381	榎沢13号線	山形市大字下榎沢字谷口1028-2 山形市大字下榎沢字谷口1028-10	
4382	天狗橋10号線	山形市北町一丁目22-35 山形市北町一丁目22-26(右)	
4383	下条29号線	山形市下条町一丁目650-1 山形市下条町一丁目650-12	
9143	霞城橋北歩道1号線	山形市大手町16-15(右) 山形市城北町一丁目26-3(右)	
9144	霞城橋北歩道2号線	山形市大手町54-12(右) 山形市城北町一丁目54-3	

議第19号

損害賠償の額の決定について

令和3年9月21日付けで締結した感染症患者移送用車両の賃貸借契約の解除に係る相手方に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

金1,614,350円

理由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第20号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

- 1 契約の目的 山形市東消防署蔵王温泉出張所庁舎改築建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 請負金額 金345,199,800円
- 4 契約の相手方 市村工務店・千歳工務店建設工事共同企業体

理 由

山形市東消防署蔵王温泉出張所庁舎改築建築工事について、市村工務店・千歳工務店建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第2条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第21号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和6年4月1日

3 契約の金額

金10,380,700円を上限とする額

4 契約の相手方

(1) 氏名 阿部哲

(2) 資格 公認会計士

理由

令和6年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者に指定 する団体の名称	指定の期間
山形市漆山デイサービスセン ター	社会福祉法人山形市社会福 祉協議会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

理 由

漆山デイサービスセンターの管理を社会福祉法人山形市社会福祉協議会に行わせるため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第23号

山形市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例の設定
について

山形市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第106条において準用する同法第62条の9第1項の条例で定める規模は、50平方メートルとする。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行し、同年8月1日以後に設置に着手する路外駐車場について適用する。

理 由

都市再生特別措置法に基づき、駐車場配置適正化区域において設置する場合に届出が必要な路外駐車場の規模について定めようとするものである。

議第24号

山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の廃止について

山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例

山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

理 由

商業地域等における一定規模以上の建築物に係る駐車施設の附置義務を廃止しようとするものである。

議第25号

山形市職員の分限に関する条例等の一部改正について

山形市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(山形市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 山形市職員の分限に関する条例(昭和26年市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、第28条第3項及び同条第4項」を「並びに第28条第3項及び第4項」に、「基き」を「基づき」に、「の事由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に、「関し規定することを目的とする」を「関する事項を定めるものとする」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(降給の事由)

2 任命権者は、職員が山形市一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年市条例第14号。以下「給与条例」という。)附則第9項に規定する職員に該当することとなった場合には、その意に反してこれを降給するものとする。

(降給の手続)

3 給与条例附則第9項の規定の適用を受けて降給することとなる職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 山形市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第1号)の一部を次のように

改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与条例附則第9項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

7 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第9項の規定の適用については、同項中「**1**とする」とあるのは、「**1**」に、山形市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第1号)第18条の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第9項の規定の適用を受ける場合における第20条第1項の規定の適用については、同項中「及び第18条」とあるのは、「、第18条及び附則第7項」とする。

(山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「第26条の2第1項」の次に「又は第26条の3第1項」を加える。

(山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第4条 山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「及び第31条第2項」を「、第31条第2項及び第32条の2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、山形市職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

定年の引上げにより影響を受ける職員の給与の取扱い等について必要な事項を定めようとするものである。

議第26号

山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(山形市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 山形市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成25年市条例第

41号)の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給しようとするものである。

議第27号

山形市健やか教育手当支給条例及び山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について

山形市健やか教育手当支給条例及び山形市福祉医療給付金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市健やか教育手当支給条例及び山形市福祉医療給付金支給条例の一部を改正する条例

(山形市健やか教育手当支給条例の一部改正)

第1条 山形市健やか教育手当支給条例(昭和45年市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第9条第6号中「第10条第1項第1号若しくは第2号」を「第10条第1項若しくは第10条の2」に改める。

(山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正)

第2条 山形市福祉医療給付金支給条例(昭和49年市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号ア中「第10条第1項」の次に「若しくは第10条の2」を加え、「同項第1号又は第2号」を「それぞれこれらの規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(山形市健やか教育手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の山形市健やか教育手当支給条例(以

下この項及び次項において「旧条例」という。)第3条第6号に該当する児童の保護者として旧条例第4条の受給資格の認定に係る申請をし、又は認定を受けている者は、施行日に第1条の規定による改正後の山形市健やか教育手当支給条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第3条第6号に該当する児童の保護者として新条例第4条の受給資格の認定に係る申請をし、又は認定を受けた者とみなす。

- 3 前項の規定により新条例第4条の受給資格の認定に係る申請をし、又は認定を受けた者とみなされた者の新条例第9条第6号の規定による受給資格の消滅については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の山形市福祉医療給付金支給条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第3条第2項第3号ア又はイに該当する者として旧条例第4条第1項の認定を受けている者は、施行日に第2条の規定による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第3条第2項第3号ア又はイに該当する者として新条例第4条第1項の認定を受けた者とみなす。

- 5 前項の規定により新条例第4条第1項の認定を受けた者とみなされた者の新条例第3条第2項第3号に規定する親子健やか医療給付金の支給対象者としての要件については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、健やか教育手当及び親子健やか医療給付金の支給要件等について所要の改正を行おうとするものである。

議第28号

山形市監査委員条例の一部改正について

山形市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市監査委員条例の一部を改正する条例

山形市監査委員条例（昭和39年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第 29 号

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
て

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第30号

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

17	救急救命士 手当	救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する消防職員が、救急のため出動し、かつ、次に掲げる行為を伴う救急業務に従事したとき。 (1) 救急救命士法施行規則（平成3年厚生労働省令第44号）第21条に規定する救急救命処置 (2) エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与（前号に該当するものを除く。） (3) 血糖測定器を用いて行う血糖の測定	出動1回につき 510円
----	-------------	--	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表17の項の規定は、施行日以後に開始する手当に係る出動について適用し、施行日前に開始する手当に係る出動については、なお従前の例による。

理 由

特定の救急救命処置を伴う業務に従事した消防職員に対して特殊勤務手当を支給しようとするものである。

議第31号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「この項」の次に「、第11条の2」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の課税免除）

第11条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないものに対しては、均等割を課さない。

第60条第1項第3号中「有料で使用するもの」を「次条第1項本文に規定する固定資産及び有料で使用させる固定資産」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前年度分の固定資産税について第1項第2号の規定に該当することにより減免を受けた者が当該減免に係る固定資産について引き続き同号の規定に該当することにより当該年度分の固定資産税の減免を受けようとする場合には、前項に規定する申請書及び書類の提出を要しない。

4 第2項の規定にかかわらず、前年度分の固定資産税について第1項第1号、第3号又は第4号の規定に該当することにより減免を受けた者が当該減免に係る固定資産について引き続きそれらの規定に該当することにより当該年度分の固定資産税の減免を受けようとする場合において、前年度における減免の理由が消滅していないときは、第2項各号に掲げる事項の記載の全部若しくは一部又は同項に規定する書類の添付を省略することができる。

第61条を次のように改める。

(固定資産税の課税免除)

第61条 次に掲げる固定資産（有料で使用させるものを除く。）に対しては、固定資産税を課さない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人その他これに類する団体が専らその本来の事業の用に供する固定資産

(2) 専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地

(3) 公園、広場その他の公益上必要があるものとして規則で定める固定資産

2 前項の規定によつて固定資産税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の前年度の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に課税免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び用途並びにその用に供し始めた時期

(2) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び用途並びにその用に供し始めた時期

(3) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び用途並びにその用に供し始めた時期

(4) 課税免除を受けようとする理由

3 前項の規定にかかわらず、前年度分の固定資産税について第1項各号の規定に該当することにより課税免除を受けた者が当該課税免除に係る固定資産について引き続きそれらの規定に該当することにより当該年度分の固定資産税の課税免除を受けようとする場合において、前年度における課税免除の理由が消滅していないときは、前項に規定する申請書及び書類の提出を要しない。

4 第1項各号に掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けた者は、当該固定資産を同項各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合、有料で使用させることとなつた場合その他課税免除の理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第74条の2中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前年度分の種別割について第1項第2号の規定に該当することにより減免を受けた者が当該減免に係る軽自動車等について引き続き同号の規定に該当することにより当該年度分の種別割の減免を受けようとする場合には、前項に規定する申請書及

び書類の提出を要しない。

- 4 第2項の規定にかかわらず、前年度分の種別割について第1項第1号、第3号又は第4号の規定に該当することにより減免を受けた者が当該減免に係る軽自動車等について引き続きそれらの規定に該当することにより当該年度分の種別割の減免を受けようとする場合において、前年度における減免の理由が消滅していないときは、第2項各号に掲げる事項の記載の全部若しくは一部又は同項に規定する書類の添付を省略することができる。

第74条の3第4項中「前条第3項」を「前条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、前年度分の種別割について第1項各号の規定に該当することにより減免を受けた者が当該減免に係る軽自動車等について引き続きそれらの規定に該当することにより当該年度分の種別割の減免を受けようとする場合において、前年度における減免の理由が消滅していないときは、前2項に規定する事項の記載の全部若しくは一部又は書類の添付を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）第11条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の法人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例第60条第3項及び第4項並びに第61条の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 前項の場合において、令和5年度においてこの条例による改正前の山形市市税条例第60条第1項第3号又は第4号の規定に該当することにより固定資産税の減免を受けた固定資産に係る新条例第61条の規定の適用については、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「前条第1項第3号又は第4号」と、「課税免除を受けた者が当該課税免除に係る固定資産について引き続きそれら」とあるのは「減免を受けた者が当該減免に係る固定資産について第1項各号」と、「課税免除の理由」とあるのは「減免の理由」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例第74条の2第3項及び第4項並びに第74条の3第4項の規定は、令和6年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

理 由

市税の減免制度について見直しを行い、減免申請者の負担の軽減を図ろうとするものである。

議第32号

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 山形市手数料条例（昭和26年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表中「第120条第1項」の次に「又は第126条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、附則第4項の表中「第120条第1項」の次に「若しくは第126条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を「、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条」に、「130の項」を「132の項」に改める。

別表第1の30の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項若しくは第126条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を「、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条」に改め、同表31の項中「又は」を「、」に改め、「第5項まで」の次に「又は第126条」を加え、同表中130の項を132の項とし、121の項から129の項までを2項ずつ繰り下げ、同表120の項中「119の項」を「121の項」に改め、同項を同表122の項とし、同表中119の項を121の項とし、106の項から118の項までを2項ずつ繰り下げ、同表105の項中「107の項」を「109の項」に改め、同項を同表107の項とし、同表中104の項を106の項とし、99の項から103の項までを2項ずつ繰り下げ、同表98の項中「97の項」を「99の項」に、「37の項」を「39の項」に改め、同項を同表100の項

とし、同表 9 7 の項を同表 9 9 の項とし、同表 9 6 の項中「9 5 の項」を「9 7 の項」に、「3 7 の項」を「3 9 の項」に改め、同項を同表 9 8 の項とし、同表中 9 5 の項を 9 7 の項とし、3 6 の項から 9 4 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 3 5 の項中「閲覧」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同項を同表 3 7 の項とし、同表 3 4 の項中「又は同法」を「、同法」に、「の規定に基づく届書」を「若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく届書」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 3 6 の項とし、同表 3 3 の項中「又は」を「若しくは」に改め、「第 5 項までの規定」の次に「又は同法第 1 2 6 条の規定」を加え、同項を同表 3 4 の項とし、同項の次に次のように加える。

3 5	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円
-----	--	-------------------------------

別表第 1 の 3 2 の項中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、「第 5 項までの規定」の次に「若しくは同法第 1 2 6 条の規定」を加え、同項を同表 3 3 の項とし、同表 3 1 の項の次に次のように加える。

	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円
--	--	-------------------------------

3 2	数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び35の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）
-----	---

別表第1備考第2項中「37の項」を「39の項」に改め、同表備考第3項中「40の項」を「42の項」に改め、同表備考第4項中「106の項及び107の項」を「108の項及び109の項」に改める。

別表第2アの表備考第1項、別表第2イの表備考第1項、別表第3ウの表備考第1項及び別表第3エの表備考第1項中「37の項」を「39の項」に改める。

第2条 山形市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第4項の表中「132の項」を「134の項」に改める。

別表第1中132の項を134の項とし、123の項から131の項までを2項ずつ繰り下げ、同表122の項中「121の項」を「123の項」に改め、同項を同表124の項とし、同表中121の項を123の項とし、108の項から120の項までを2項ずつ繰り下げ、同表107の項中「109の項」を「111の項」に改め、同項を同表109の項とし、同表中106の項を108の項とし、101の項から105の項までを2項ずつ繰り下げ、同表100の項中「99の項」を「101の項」に改め、同項を同表102の項とし、同表99の項を同表101の項とし、同表98の項中「97の項」を「99の項」に改め、同項を同表100の項とし、同表97の項を同表99の項とし、96の項の次に次のように加える。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規	27,000円
-------------------------------------	---------

97	定に基づく既存不適格建築物の敷地と道路との関係における制限の適用除外に係る認定申請手数料	
98	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存不適格建築物の道路内における建築制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円

別表第1備考第4項中「108の項及び109の項」を「110の項及び111の項」に改め、「（昭和25年政令第338号）」を削る。

別表第2アの表の付表第2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第3アの表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、別表第3イの表からオの表までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、別表第3カの表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

理 由

戸籍法、建築基準法等の改正に伴い、新たな手数料を定めようとするものである。

議第33号

山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正について

山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例
山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「するように努めなければならない」を「しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に合わせ、障がいのある人に対する事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から義務に改めようとするものである。

議第34号

山形市まんさくの丘条例の一部改正について

山形市まんさくの丘条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市まんさくの丘条例の一部を改正する条例

山形市まんさくの丘条例（昭和58年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第11条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法等の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第35号

山形市介護保険条例の一部改正について

山形市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市介護保険条例の一部を改正する条例

山形市介護保険条例（平成12年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「34,800円」を「31,600円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「52,200円」を「47,600円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「52,200円」を「48,000円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,500円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,400円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,300円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 132,200円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 146,100円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 160,000円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 167,000円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、

「20,800円」を「19,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「34,800円」を「33,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「48,700円」を「47,600円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第9号ロ又は第4条第1項第10号イ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで及び第4条第1項第10号」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第16条中「前4条」を「第12条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る保険料を定めようとするものである。

議第36号

山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部改正について

山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第1条 山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に
より一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録
(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ
る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第268条第1項
において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加
える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保
護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行
為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び

に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第50条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第53条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第57条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第57条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め

る。

第104条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第108条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第117条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第108条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第120条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第122条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第124条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第2号」を「同項第5号」に改める。

第139条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第145条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第156条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第156条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質

の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第157条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第164条第8項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第169条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第176条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第182条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第183条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項」を「同項」に改める。

第184条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第186条第6項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第194条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第195条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第196条中「及び第156条」を「、第156条及び第156条の2」に改める。

第199条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第161条第1項に規定する設備」を「第161条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ロ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(四) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a
ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ロ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(ハ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に

規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第201条第8項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第206条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第207条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第210条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第228条において準用する第156条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第211条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第219条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第219条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、

自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第225条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第227条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第228条「及び第149条」を「、第149条及び第156条の2」に改める。

第232条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第238条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第241条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第242条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第1項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第246条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第247条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。

ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第252条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」とい

う。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第253条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第246条第1項第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第254条中「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書」を「第111条第2項ただし書」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第256条中「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書」を「第111条第2項ただし書」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第259条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第264条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第264条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第265条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第266条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第264条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第267条中「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書を「第111条第2項ただし書」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第268条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第69条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第75条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第75条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第3項中「第60条第1項に規定する人員」を「第60条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第60号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第62号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第88条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第89条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当

該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第91条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第88条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第98条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第100条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第98条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第126条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第129条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第130条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第135条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第129条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第183条第1項第1号中「山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第60号）」を「介護老人保健施設基準条例」

に改め、同項第4号中「山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第62号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第3条第3項（改正後の第94条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第41条の2（改正後の第101条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とし、改正後の第99条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第32条の2（改正後の第101条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、改正後の第32条の2第1項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第34条第3項（改正後の第45条、第50条、第62条、第66条、第82条、第92条、第101条、第118条、第120条、第124条、第136条、第158条（改正後の第171条において準用する場合を含む。）

む。）、第173条、第180条、第196条（改正後の第208条において準用する場合を含む。）、第228条及び第239条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の第252条第3項（改正後の第256条及び第267条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第145条第6項（改正後の第173条及び第180条において準用する場合を含む。）、第164条第8項、第186条第6項及び第201条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第156条の2（改正後の第171条、第173条、第180条、第196条（改正後の第208条において準用する場合を含む。）及び第228条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第156条の2中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第219条の2の規定の適用については、同条中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第37号

山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部改正について

山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成30年市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第235条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第29条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同

項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第37条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

(2) 第39条第1項第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第39条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第41条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第1項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「規定する担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「（第106条第2項において「担当職員」という。）」を削り、「指定介護予防サービス等」の次に「（第219条第1項第4号及び第233条第3号において同じ。）」を加える。

第97条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第103条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第3項中「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第106条第2項中「担当職員」を「指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に改める。

第108条の次に次の1項を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第108条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第109条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第125条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第137条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第143条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第144条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「第161条第1項第5号及び第165条第3号」を「第161条第4項及び第165条第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第145条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第147条第3項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第149条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を

「又は診療所」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第150条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第161条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第199条第1項に規定する設備」を「第199条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

㊦ 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

㊧ 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニッ

トの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(㌘) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(㌙) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるととする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(㌖) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(5) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(6) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令

第21条第3号に規定する食堂とみなす。

- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第164条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第165条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第173条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第186条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第174条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第179条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第179条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第183条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。
- 第185条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第186条前段中「第29条」の次に「から第33条まで、第35条」を加え、「（第

34条第2項を除く。)」を削り、「及び第107条」を「、第107条及び第108条の2」に改め、同条中「第27条の2第2項、」の次に「第29条第1項並びに」を加え、「並びに第29条第1項」を削り、「同項」を「第29条第1項」に改める。

第197条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第202条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条前段中「第29条」の次に「から第33条まで、第35条」を加え、「(第34条第2項を除く。)」を削り、「第180条まで」を「第179条まで、第180条」に改める。

第207条中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第208条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第215条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第216条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第219条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第219条第1項中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び

に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第219条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第220条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（次項及び第7項において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第222条中「第3号から第5号」を「第4号から第6号」に改める。

第225条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第230条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第233条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第233条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必

要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第233条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第234条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第235条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第46条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条第2項第3号中「第57条第1項第11号」を「第57条第1項第13号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第57条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条第1項第15号中「及び第10号から前号」を「、第9号及び第12号から前号」に、「第67条第1項第10号及び第76条第2項第7号」を「第67条第1項第13号及び第76条第2項第9号」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同項第10号中「第13号」を「第15号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第60条第3項中「第84条第1項に規定する人員」を「第84条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第60号。第78条第4項及び第144条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第62号。第78条第4項及び第144条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第64条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第67条第1項第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第67条第1項第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、同項第11号中「第13号」を「第16号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第67条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第73条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第76条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第89条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第92条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第92条第14号を同条第17号とし、同条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、同条第10号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第9

号を第12号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第92条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第144条第1項第1号中「山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第60号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第62号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第3条第3項（改正後の第69条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第35条の2（改正後の第74条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とし、改正後の第72条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次

に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

附則第4項を次のように改める。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第27条の2（改正後の第74条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、改正後の第27条の2第1項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第29条第3項（改正後の第43条、第55条、第65条、第74条、第90条、第110条（改正後の第127条において準用する場合を含む。）、第134条、第141条、第151条（改正後の第166条において準用する場合を含む。）、第186条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の第215条第3項（改正後の第222条及び第231条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第103条第3項（改正後の第127条、第134条及び第141条において準用する場合を含む。）及び第147条第3項（改正後の第166条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第108条の2（改正後の第127条、第134条、第141条、第151条（改正後の第166条において準用する場合を含む。）及び第186条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第108条の2中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第179条の2の規定の適用については、同条中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第38号

山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部改正について

山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第57条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限

る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第35条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第36条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない

い。

第42条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第42条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第44条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第54条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第57条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第36条第3項(改正後の第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第42条の3(改正後の第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第42条の3中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第35条第1項（改正後の第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第39号

山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

山形市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成
30年市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（健康保険法
等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により
なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3
号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ
り一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で
あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同
じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各
号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院
に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する

ための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第35条第3項（改正後の第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第40条の3（改正後の第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第40条の3中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第34条第1項（改正後の第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第40号

山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条第5項中「看護師又は准看護師（第52条第2項第1号及び第2号において「看護職員」という）」を「看護職員（看護師又は准看護師をいう。第34条第1項第1号並びに第52条第2項第1号及び第2号において同じ）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす

こととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向

上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第35条第3項（改正後の第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第40条の3（改正後の第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第40条の3中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第34条第1項（改正後の第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、介護医療院の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第41号

山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「第17条第3項に規定する」を「第17条第4項の規定による」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第6条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第28条第3項（改正後の附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」

とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第42号

山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則と

して受け入れる体制を確保していること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（協力医療機関との連携に関する経過措置）
- 2 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第43号

山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第
65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第23条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機
関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊
急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を
行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする
入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に
掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限
る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす
こととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第28条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

る。)を定期的を開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第12項中「第93条第1項」を「第103条第1項」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

- 第53条中「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に、「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 2 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第32条の3(改正後の第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第32条の3中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第28条第1項(改正後の第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第44号

山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第28条第11項」を「第28条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第50条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第53条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第1項第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の5第4項中「当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第61条の9中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の26第4項中「当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第61条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号と

し、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第4項中「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第67条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第68条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第85条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護

看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第114条」の次に「、第194条第3項」を加える。

第94条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第7号中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同号ア中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第109条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第113条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第127条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護師若しくは准看護師が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第129条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中「及び第106条」を「、第106条及び第108条の2」に改める。

第132条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第149条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第150条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の2」に改める。

第153条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介

護療養型医療施設の場合に限る。) 」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発

生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第1項から第4項まで」を「、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第108条の2」を加える。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第7号中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同号ア中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に、「介護職員その他の従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同号ウ中「介護職員その他の従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第205条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第36条第3項（改正後の第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第94条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第108条の2（改正後の第130条、第151条、第179条、第191条及び204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第108条の2中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第174条第1項（改正後の第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第45号

山形市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

山形市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「この章」の次に「及び第84条第2項第1号」を加える。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第4項中「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・

随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第57号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第3項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「1年」を「3月」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定

めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第33条第3項(改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第64条の2(改正後の第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第64条の2中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第46号

山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業

所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加え

る。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(8) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業所から」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所から」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第25条第3項（改正後の第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第47号

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「について」の次に「前条第1項の」を加える。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「規則」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第31号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利

用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第24条第3項（改正後の第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の運営に関する基準等について所要の改正を行おうとするものである。

議第48号

山形市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

山形市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

山形市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条
例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条—第61条）」を「第5章 自立訓練
第5章の2 就労
（生活訓練）（第57条—第61条）
選択支援（第61条の2—第61条の8）」に改める。

第2条第1項第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援
をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第
4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利
用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」
に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条
第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障がい児の保護者に対して指定計画相談支援

又は指定障がい児相談支援（児童福祉法第24条の2第6第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（）」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第53条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第55条第1項中「第64条第1項」を「第62条の2」に改める。

第56条及び第61条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第61条の4 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障がい福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障がい者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障がい者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第61条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第46条から第50条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第62条の次に次の1条を加える。

（規模）

第62条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第64条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）

が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第70条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第71条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第87条中「及び第54条」を「、第54条及び第70条の2」に改める。

第90条中「第54条」の次に「、第70条の2」を加える。

第91条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次及び第3条の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第70条の次に1条を加える改正規定並びに第87条及び第90条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

内閣府・厚生労働省令の改正に伴い、障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第49号

山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年市条例第67号)の一部を次のように改正する。

「
第9章の2 就労選択支援
第1節 基本方針(第163条の2)
第2節 人員に関する基準(第163条の3・
第3節 設備に関する基準(第163条の5)
第4節 運営に関する基準(第163条の6一)
第10章 就労移行支援

目次中「第10章 就労移行支援」を

第163条の4) に改める。

第163条の9)

」

第2条第1項第2号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改め、同項第13号中「指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条第1項中「及び第8章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障がい児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障がい児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加える。

第31条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「、市町村又は市長」を「、都道府県知事、市町村又は市町村長」に、「前2項」を「前3項」に、「当該市町村又は市長」を「当該都道府県知事、市町村又は市町村長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第49条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第54条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第62条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第63条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第64条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第83条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第114条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第131条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障がい者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第132条第2項中「当該重度障がい者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第134条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第136条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第142条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第143条を第143条の2とし、第8章第5節中同条の前に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第143条 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第126条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第126条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第146条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第125条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第146条中「基準該当障がい福祉サービス（）」の次に「第147条の2に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第147条の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障がい福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第147条の2 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第157条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第163条の2 就労選択支援に係る指定障がい福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第163条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第163条の4 第55条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第163条の5 第86条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第163条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障がい福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第163条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障がい者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の

規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障がい者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第163条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第163条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第62条、第65条、第71条、第73条から第75条まで、第79条、第80条（第2項第1号を除く。）、第89条、第90条、第92条から第98条まで、第139条及び第155条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第163条の9において準用する第95条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第139条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第163条の9において準用する第139条第2項」と、第62条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第80条第2項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第70条」とあるのは「第163条の9において準用する第94条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」

とあるのは「第163条の9」と、第95条中「第98条第1項」とあるのは「第163条の9において準用する第98条第1項」と、第98条第1項第3号中「前条」とあるのは「第163条の9において準用する前条」と、第155条第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（規則で定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第174条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第174条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第175条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第189条中「及び第140条」を「、第140条及び第174条の2」に改める。

第194条中「第140条」を「第140条、第174条の2」に、「及び第184条」を「、第183条第6項及び第184条」に改め、「第98条第1項第3号中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と」の次に「、第183条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と」を加える。

第198条中「第140条」を「第140条、第174条の2」に、「、第184条から」を「、第183条第6項、第184条から」に改め、「第98条第1項第3号中「前条」とあるのは「第198条において準用する前条」と」の次に「、第183条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第197条第1項の工賃」と」を加える。

第203条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第204条中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている生活介護等に係る指定障がい福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障がい福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障がい者就業・生活支援センター」に改める。

第211条第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア）利用者の数が60以下 1以上

（イ）利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア）利用者の数が30以下 1以上

（イ）利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第211条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第214条を次のように改める。

第214条 削除

第215条の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を

「定期的に」に改め、「により」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第217条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第218条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第222条第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第225条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第226条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第226条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第226条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第243条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第233条に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第234条中「、第79条」を削る。

第235条中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第236条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第243条の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

第243条第2項中「に規定する」を「の協議会等における」に改め、同項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会

議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。
- 6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

第244条中「、第79条」を削る。

第245条中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第246条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第255条中「、第79条」を削り、「第226条」を「第226条の2」に改める。

第256条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第259条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第260条ただし書中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障がい福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。

第262条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第9項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15項中「日中サービス支型指定共同生活援助事業所」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、目次、第2条第1項第2号及び第3条第1項の改正規定、第9章の次に1章を加える改正規定、第174条の次に1条を加える改正規定、第189条の改正規定、第194条の改正規定（「第140条」を「第140条、第174条の2」に改める部分に限る。）並びに第198条の改正規定（「第140条」を「第140条、第174条の2」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第226条の2（改正後の第255条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第243条の規定の適用については、改正後の第226条の2第2項及び第3項並びに第243条第2項及び第3項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、改正後の第226条の2第4項及び第243条第4項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

理 由

内閣府・厚生労働省令の改正に伴い、指定障がい福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第50号

山形市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障がい者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障がい者支援施設は、利用者の当該障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用に関する意向を定期的を確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第3号及び第3項並びに第12条第1項第2号及び第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障がい者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」、 「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第27条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第27条の2 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障がい福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障がい者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障がい者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障がい者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障がい者支援施設がその提供する施設障がい福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 障がい者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第47条に次の2項を加える。

3 障がい者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型

インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 障がい者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第27条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第4項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければならない」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第2項中「報告しなければならない」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第51号

山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部改正について

山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定障がい者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障がい者支援施設は、利用者の当該指定障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第2号及び第3項並びに第6条第1項第1号及び第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第31条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障がい者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第32条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第33条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第32条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」、 「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第33条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第33条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第33条の2 指定障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障がい者支援施設は、施設障がい福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障がい福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）

る。) (以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障がい者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障がい者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障がい者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障がい者支援施設がその提供する施設障がい福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第33条の3 指定障がい者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第32条第6項に規定する施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第56条に次の2項を加える。

3 指定障がい者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新

型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定障がい者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第62条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「、市町村又は市長」を「、都道府県知事、市町村又は市町村長」に、「前2項」を「前3項」に、「当該市町村又は市長」を「当該都道府県知事、市町村又は市町村長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「市長」を「市町村長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定障がい者支援施設は、その提供した施設障がい福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障がい福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第63条を次のように改める。

第63条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後の第33条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第4項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第33条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければならない」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第2項中「報告しなければならない」とあるのは「報告するよう努めなければ

ならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等について所要の改正を行おうとするものである。

議第52号

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部改正について

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

「

第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）を「第4章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）

」

第2条第1項第1号中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第4号中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改め、同項第6号中「、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、

同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通

所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「障がい児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の規定による評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障がい児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にか

かわらず、全ての児童が共に成長することができるよう、障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障がい児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障がい児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「又は特例障がい児通所給付費」を「、特例障がい児通所給付費」に改め、「同じ。）」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第49条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第61条第1項中「指導、訓練等」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導、訓練等」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を

「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第91条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」」を「この項において単に「支援」」に、「」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「訓練等」を「支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第97条中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「除く。）」の次に「、第27条の2」を加え、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条から第55条まで及び第76条」を「及び第53条から第55条まで」に改め、「居宅訪問型児童発達支援計画」との次に「、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第102条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第4項を除く。）」、「第27条の3」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第76条」を削り、「、第28条及び第55条第2項第2号」を「及び第28条」に改め、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る訪問先施設の担当者等」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第103条第1項中「第3項及び第6項を除く。）」、「第68条」を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは

「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削り、「同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改め、「指定通所支援の」との次に「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」とを加え、「第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第105条第1項中「第71条」を削り、同条第2項中「第71条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「第71条」を削る。

第106条第1項中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改め、「第77条」を削り、同条第2項中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

附則第2項中「及び第4項第1号の規定」及び「同条第4項第1号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは、「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ2以上」とを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（児童発達支援に係る経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を

受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければならない」とあるのは、「公表するよう努めなければならない」とする。

理 由

内閣府令の改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について所要の改正を行おうとするものである。

議第53号

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示す
るとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを
目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当す
るものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に、「算出した」を
「算定した」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こど
も園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特
別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に、「教育・保
育給付認定子どもの総数」と、「」を「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる
小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就
学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」に改める。

第51条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

内閣府令の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第54号

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第30条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第33条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、母子生活支援施設の運営に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第55号

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成31年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第3条第11項」を「第3条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、規
定の整備をしようとするものである。

議第56号

山形市道路占用料条例の一部改正について

山形市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市道路占用料条例の一部を改正する条例

山形市道路占用料条例（昭和46年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
法第32	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メート	21

条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		ルにつき1年	30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300
	外径が1メートル以上のもの			610
法第32条第1項第3号に掲げる施設（自動運行補助施設を除く。）及び同項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街 及び地 下室	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路			900
	地下に設ける通路			540
	その他のもの			1,000
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	18
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	180
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（ア ーチで あるも のを除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（令第7条第4号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18

掲げる 工事用 施設で あるも のを除 く。)	その他のもの		その面積1平 方メートルに つき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	1,800
その他のもの		900		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平 方メートルに つき1年	1,000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料			占用面積1平 方メートルに つき1月	180
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に 掲げる施設				100
令第7条第8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下 を除く。）に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.012を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を 乗じて得た額
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設 けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.007を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を 乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げ る施設	建築物		Aに0.015を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を 乗じて得た額	
令第7条第10号に掲 げる施設及び自動車駐 車場	建築物		Aに0.022を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を 乗じて得た額	
令第7条第11号に掲 げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.015を 乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を 乗じて得た額	
令第7条第13号に掲 げる施設	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。）		Aに0.015を 乗じて得た額	

	の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日以前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

理 由

道路法施行令の改正に合わせ、市道の占用料の額を改定しようとするものである。

議第57号

山形市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

山形市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

山形市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
第1種電柱		1本につき1年	570
第2種電柱			870
第3種電柱			1,200
第1種電話柱			510
第2種電話柱			810
第3種電話柱			1,100
広告塔又は看板			表示面積1平方メートルにつき1年
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300
	外径が1メートル以上のもの		610
橋		占用面積1平方メートルにつき1年	70
その他の工作物			120

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日以前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

理 由

市道の占用料の額の改定に合わせ、法定外公共物の占用料の額を改定しようとするものである。

議第58号

山形市火災予防条例の一部改正について

山形市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市火災予防条例の一部を改正する条例

山形市火災予防条例（昭和48年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第9の2の部（2）の款オの項中

「

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの	1,410,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	1,590,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	1,950,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	2,270,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満のもの	4,550,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	5,820,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 のもの	7,070,000円

を

」

「

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以	2,360,000円

上100,000キロリットル未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,740,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	5,640,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	7,240,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	8,790,000円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第9の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の額を改定しようとするものである。